

第二百二十五号議案

仙台市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

仙台市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

仙台市デイサービスセンター条例（昭和六十三年仙台市条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表仙台市沖野デイサービスセンターの項を削る。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

理由

沖野デイサービスセンターを廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二百二十六号議案

仙台市老人憩の家条例の一部を改正する条例

仙台市老人憩の家条例の一部を改正する条例

仙台市老人憩の家条例（昭和四十八年仙台市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表仙台市将監老人憩の家の項中「仙台市泉区将監八丁目一番十号」を「仙台市泉区将監八丁目一番十八号」に改める。

附則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理由

将監老人憩の家の位置を変更するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二百二十七号議案

仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉施設条例（昭和四十三年仙台市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表児童厚生施設仙台市将監あおぞら児童遊園の項を削り、同表児童厚生施設仙台市将監児童センターの項中「仙台市泉区将監八丁目一番五号」を「仙台市泉区将監八丁目一番十八号」に改める。

附則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理由

将監児童センターの位置を変更するとともに、将監あおぞら児童遊園を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二百二十八号議案

例 仙台市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

仙台市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

仙台市工場立地法に基づく準則を定める条例（平成二十四年仙台市条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表(二)本市の区域内における工業専用地域の項中「及び」を「、」に改め、「泉パークタウンサイエンスパーク地区計画の区域に隣接する区域」の下に「及び六丁の目東地区計画の区域を含む準工業地域に隣接する区域（仙台東部流通団地地区計画の区域を含む区域を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

六丁目地区の工業専用地域における製造業等に係る工場等の緑地面積率等について、工場立地法に基づき公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二百二十九号議案

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例(昭和三十七年仙台市条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項中「第三項までの」を「第四項までの」に、「この項から第三項まで」を「この項及び次項」に改め、同項第一号中「四万五千円」を「四万五千五百円」に改め、同項第二号の表中「十万六千円」を「十万六千三百円」に、「十七万円」を「十七万四五百円」に、「三十三万五千円」を「三十三万五千六百円」に、「六十万円」を「六十万三千三百円」に、「百三万円」を「百三万四五百円」に、「百九十一万円」を「百九十一万六千円」に、「二百七十三万円」を「二百七十三万七千円」に、「三百三十四万円」を「三百三十四万六千円」に改め、同条第二項中「新築認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる基準に適合することを証する図書として市長が認めるもの」を「確認書等(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第六条の二第五項に規定するその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しをいう。以下この条において同じ。)」に改め、同項第一号中「六千円」を「一万二千元」に改め、同項第二号の表中「一万二千元」を「一万六千元」に、「二万千元」を「二万六千八百円」に、「三万千元」を「三万七千九百円」に、「五万七千元」を「六万四千二百円」に、「九万九千円」を「十万六千七百円」に、「十六万三千元」を「十七万五千五百円」に、「二十万八千六百円」に、「二十二万三千元」を「二十二万二千二百円」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第三項」を「第五項」に改め、同項第一号中「六万四千円」を「六万四千六百円」に改め、同項第二号の表中「十五万千元」を「十五万三千三百円」に、「二十四万円」を「二十四万三千三百円」に、「四十七万七千元」を「四十七万七千五百円」に、「八十五万五千元」を「八十五万五千円」に、「百四十七万円」を「百四十七万七千七百円」に、「二百七十二万円」を「二百七十二万三百円」に、「三百八十九万円」を「三百八十九万三百円」に、「四百七十六万円」を「四百七十六万四五百円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「増改築認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる基準に適合することを証する図書として市長が認めるもの」を「確認書等」に改め、同項第一号中「八千五百円」を「一万二千四百円」に改め、同項第二号の表中「一万七千円」を「二万千元」に、「三万四五百円」を「三万六千五百円」に、「四万三千七百円」を「五万九百円」に、「八万七千七百円」を「八万九千四百円」に、「十四万円」を「十四万八千円」に、「二十三万円」を「二十三万九千五百円」に、「二十八万五千円」を「二十九万三千五百円」に、「三十万四千元」を「三十一万三千三百円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「から第八項まで」を「及び次項」に改め、同項第一号中「四万五千円」を「四万五千五百円」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「新築変更認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第八条第二項において準用する法第六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる基準に適合することを証する図書として市長が認めるもの」を「確認書等」に改め、同項第一号中「六千元」を「一万二千元」に改

め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「第三項」を「第五項」に改め、同項第一号中「六万四千百円」を「六万四千六百円」に改め、同項第二号中「第四項第二号」を「第三項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「増改築変更認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第八条第二項において準用する法第六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる基準に適合することを証する図書として市長が認めるもの」を「確認書等」に改め、同項第一号中「八千五百円」を「一万二千四百円」に改め、同項第二号中「第五項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とし、同条に次の一項を加える。

10 市長は、法第十八条第一項の規定による許可の申請をしようとする者から、認定長期優良住宅建築等計画容積率特例許可申請手数料として、十六万円を徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年二月二十日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条の四の規定は、この条例の施行の日以後になされた申請（次項に規定する申請を除く。）に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正を考慮し、確認書等を添付して新築認定申請をしようとする場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料を定める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三百三十号議案

仙台市建築審査会条例の一部を改正する条例

仙台市建築審査会条例の一部を改正する条例

仙台市建築審査会条例（昭和二十六年仙台市条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「第二百五条第二項」の下に「及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十八条第二項」を加え、同項第二号中「第二百五条第二項」の下に「及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第二項」を加える。

附 則

この条例は、令和四年二月二十日から施行する。

理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、建築審査会の会議を招集しなければならない場合を追加するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三百三十一号議案

仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例の一部を改正する条例

仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例の一部を改正する条例

仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例（昭和六十二年仙台市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「別表（ア）欄」を「別表第一（ア）欄」に、「規模以上」を「台数（当該台数に一台未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた台数）以上」に改め、同条第三項中「規模」を「台数」に改める。

第四条中「別表（ア）欄」を「別表第一（ア）欄」に、「の規模」を「の台数」に、「規模以上」を「台数（当該台数に一台未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた台数）以上」に改める。

第五条を次のように改める。

（大規模施設に係る自転車等駐車場の台数）

第五条 店舗面積等が千平方メートル（事務所（規則で定めるものを除く。以下同じ。）にあつては、二千平方メートル）を超える施設（混合用途施設を除く。）の新築については、別表第二（ア）欄の用途に応じ、同表（イ）欄の区分ごとに、同表（ウ）欄の基準によりそれぞれ算定した自転車等駐車場の台数を合計した台数（当該台数に一台未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた台数）を、当該施設に係る第三条の自転車等駐車場の台数とみなして、同条の規定を適用する。

2 混合用途施設で各用途の店舗面積等を合計した面積（以下「合計面積」という。）が千平方メートルを超えるものの新築については、別表第三（ア）欄の用途に応じ、同表（イ）欄の区分ごとに、それぞれ算定した同表（ウ）欄の自転車等駐車場の台数を合計した台数（当該台数に一台未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた台数）を、当該混合用途施設に係る第三条の自転車等駐車場の台数とみなして、同条の規定を適用する。ただし、当該合計した台数が二十台未満であるときは、この限りでない。

第六条第一項各号列記以外の部分中「規模」を「台数」に改め、同項第一号中「別表（イ）欄」を「別表第一（イ）欄」に改め、同項第二号中「用途ごとの店舗面積等について別表（ウ）欄の基準」を「第四条又は前条第二項の規定」に、「規模」を「台数」に改め、同条第二項中「別表（ア）欄」を「別表第一（ア）欄」に、「規模から」を「台数から」に、「規模を控除した規模」を「台数を控除した台数」に改め、同項第一号中「別表（イ）欄」を「別表第一（イ）欄」に改め、同項第二号中「用途ごとの店舗面積等について別表（ウ）欄の基準」を「第四条又は前条第二項の規定」に、「の規模」を「の台数」に改める。

第九条中「利用方法を」の下に「市長が定める方法により」を加える。
別表を次のように改める。

別表第一（第三条、第四条、第六条関係）

(ア)	(イ)	(ウ)
施設の用途	店舗面積等の規模	自転車等駐車場の台数の基準
小売店舗	400平方メートル以上	20平方メートルごとに1台
銀行その他これに類するもので規則で定めるもの（以下「銀行等」という。）	500平方メートル以上	25平方メートルごとに1台
遊技場及び映画館（以下「遊技場等」という。）	300平方メートル以上	15平方メートルごとに1台
専修学校その他これに類するもので規則で定めるもの（以下「専修学校等」という。）	600平方メートル以上	30平方メートルごとに1台
事務所	2,000平方メートル以上	100平方メートルごとに1台

別表第一の次に次の二表を加える。

別表第二（第五条関係）

(ア)	(イ)	(ウ)
施設の用途	店舗面積等の区分	自転車等駐車場の台数の基準
小売店舗	1,000平方メートルまでの部分	20平方メートルごとに1台
	1,000平方メートルを超え5,000平方メートルまでの部分	40平方メートルごとに1台
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートルまでの部分	80平方メートルごとに1台
	10,000平方メートルを超える部分	0台
	1,000平方メートルまでの部分	25平方メートルごとに1台
銀行等	1,000平方メートルを超え5,000平方メートルまでの部分	50平方メートルごとに1台
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートルまでの部分	100平方メートルごとに1台
	10,000平方メートルを超える部分	0台
	1,000平方メートルまでの部分	15平方メートルごとに1台
	1,000平方メートルを超え5,000平方メートルまでの部分	30平方メートルごとに1台
遊技場等	5,000平方メートルを超え10,000平方メートルまでの部分	60平方メートルごとに1台
	10,000平方メートルを超える部分	0台
	5,000平方メートルまでの部分	30平方メートルごとに1台
専修学校等	5,000平方メートルまでの部分	60平方メートルごとに1台
	5,000平方メートルを超える部分	60平方メートルごとに1台

事務所	5,000平方メートルまでの部分	100平方メートルごとに1台
	5,000平方メートルを超える部分	200平方メートルごとに1台

別表第三（第五条関係）

(ア)	(イ)	(ウ)
施設の用途	合計面積の区分	自転車等駐車場の台数
小売店舗	1,000平方メートルまでの部分	$\frac{A}{20}$ 台
		$A = 1,000 \times$ (小売店舗面積割合)
	1,000平方メートルを超え5,000平方メートルまでの部分	$\frac{B}{40}$ 台
		$B = \{ (合計面積) - 1,000 \} \times$ (小売店舗面積割合)
	5,000平方メートルを超える部分	$\frac{C}{40}$ 台
		$C = 4,000 \times$ (小売店舗面積割合)
	1,000平方メートルを超える部分	$\frac{D}{80}$ 台
		$D = \{ (合計面積) - 5,000 \} \times$ (小売店舗面積割合)
	1,000平方メートルを超える部分	$\frac{E}{80}$ 台
		$E = 10,000 - A - C$
銀行等	1,000平方メートルまでの部分	$\frac{F}{25}$ 台
		$F = 1,000 \times$ (銀行等面積割合)
	1,000平方メートルを超え5,000平方メートルまでの部分	$\frac{G}{50}$ 台
		$G = \{ (合計面積) - 1,000 \} \times$ (銀行等面積割合)
	合計面積が5,000平方メートル以上である場合	$\frac{H}{50}$ 台
		$H = 4,000 \times$ (銀行等面積割合)

遊技場等	5,000平方メートルを超える部分	銀行等の用途に供する部分の床面積が10,000平方メートル未満である場合	$\frac{1}{100}$ 台	$I = \{ (合計面積) - 5,000 \} \times (銀行等面積割合)$
		銀行等の用途に供する部分の床面積が10,000平方メートル以上である場合	$\frac{1}{100}$ 台	$J = 10,000 - F - H$
遊技場等	1,000平方メートルまでの部分	$\frac{K}{15}$ 台	$K = 1,000 \times (遊技場等面積割合)$	
		合計面積が5,000平方メートル未満である場合	$\frac{L}{30}$ 台	$L = \{ (合計面積) - 1,000 \} \times (遊技場等面積割合)$
		合計面積が5,000平方メートル以上である場合	$\frac{M}{30}$ 台	$M = 4,000 \times (遊技場等面積割合)$
		遊技場等の用途に供する部分の床面積が10,000平方メートル未満である場合	$\frac{N}{60}$ 台	$N = \{ (合計面積) - 5,000 \} \times (遊技場等面積割合)$
専修学校等	5,000平方メートルを超える部分	遊技場等の用途に供する部分の床面積が10,000平方メートル以上である場合	$\frac{O}{60}$ 台	$O = 10,000 - K - M$
		合計面積が5,000平方メートル未満である場合	$\frac{P}{30}$ 台	$P = (合計面積) \times (専修学校等面積割合)$
		合計面積が5,000平方メートル以上である場合	$\frac{Q}{30}$ 台	$Q = 5,000 \times (専修学校等面積割合)$

	5,000平方メートルを超える部分	$\frac{R}{60}$ 台	$R = \lfloor (\text{合計面積}) - 5,000 \rfloor \times (\text{専修学校等面積割合})$
事務所	5,000平方メートルまでの部分	合計面積が5,000平方メートル未満である場合	$S = \frac{S}{100}$ 台 $S = (\text{合計面積}) \times (\text{事務所面積割合})$
		合計面積が5,000平方メートル以上である場合	$T = \frac{T}{100}$ 台 $T = 5,000 \times (\text{事務所面積割合})$
	5,000平方メートルを超える部分	$\frac{U}{200}$ 台	$U = \lfloor (\text{合計面積}) - 5,000 \rfloor \times (\text{事務所面積割合})$
備考	<p>1 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>ア 小売店舗面積割合 合計面積に対する小売店舗の用途に供する部分の床面積の割合</p> <p>イ 銀行等面積割合 合計面積に対する銀行等の用途に供する部分の床面積の割合</p> <p>ウ 遊技場等面積割合 合計面積に対する遊技場等の用途に供する部分の床面積の割合</p> <p>エ 専修学校等面積割合 合計面積に対する専修学校等の用途に供する部分の床面積の割合</p> <p>オ 事務所面積割合 合計面積に対する事務所の用途に供する部分の床面積の割合</p> <p>2 この表の(ウ)欄の面積の単位は、平方メートルとする。</p>		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
(既存の自転車等駐車場の台数の特例)
- 2 この条例の施行の日において現に存するこの条例による改正前の仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第三条から第六条までの規定により設置された自転車等駐車場(仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例第二条第二号に規定する自転車等駐車場をいう。以下同じ。)に係る施設の所有者又は管理者(同日において現に施設の新築、増築(改正前の条例第六条第一項各号に掲げる増築をいう。)又は大規模の修繕等(同条第二項に規定する大規模の修繕等をいう。)の工事に着手している者を含む。)は、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に届け出て、当該自転車等駐車場の台数を当該施設を新築したものとみなしてこの条例による改正後の仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例第三条から第五条までの規定を適用した場合に設置しなければならない自転車等駐車場の台数とすることができる。
(罰則に関する経過措置)
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

指定区域内において一定の面積を超える小売店舗等の用途に供する施設の新築等をしようとする者が設置しなければならない自転車等駐車場が有すべき台数の算定基準を緩和する等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百三十二号議案

仙台市市民センター条例の一部を改正する条例

仙台市市民センター条例の一部を改正する条例

仙台市市民センター条例（平成二年仙台市条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号の表仙台市将監市民センターの項中「仙台市泉区将監八丁目二番一号」を「仙台市泉区将監八丁目一番十八号」に改める。

別表一の表仙台市将監市民センター第二研修室の項及び仙台市将監市民センター第三研修室の項中「六二〇円」を「七九〇円」に改め、同表仙台市将監市民センター和室(1)の項中「和室(1)」を「和室」に、「六二〇円」を「三九〇円」に改め、同表仙台市将監市民センター和室(2)の項を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、市長が定める日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 仙台市将監市民センターに係る改正後の別表一の表の規定は、この条例の施行の日以後に仙台市将監市民センターを使用する場合について適用する。

3 改正後の別表一の表の規定に係る仙台市将監市民センターの使用のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

理由

将監市民センターの位置を変更し、同センターの使用料を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 133 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市立七北田中学校校舎増改築工事
- 2 工事施行場所 仙台市泉区七北田字東裏103番 1, 144番 1
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 1,252,900,000円
- 5 契約の相手方 仙台市宮城野区小田原一丁目 5 番12号
仙台土木建築工業・千田建設共同企業体
構成員 仙台市宮城野区小田原一丁目 5 番12号
仙台土木建築工業株式会社
構成員 仙台市青葉区通町一丁目 3 番11号
千田建設株式会社

第 134 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 令和 3 年度仙台市高砂（西）市営住宅 K—1， K—2 棟エレベーター設置
及び外壁等改修工事
- 2 工事施行場所 仙台市宮城野区福室六丁目 302 番 4， 多賀城市高橋二丁目 1 番 2
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 519,673,000 円
- 5 契約の相手方 仙台市泉区野村字菅間前 34 番地の 8
巧成建設・東北共栄建設共同企業体
構成員 仙台市泉区野村字菅間前 34 番地の 8
巧成建設株式会社
構成員 仙台市青葉区上杉二丁目 2 番 47 号
東北共栄建設株式会社

第 135 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指定の期間
仙台市戦災復興記念館	仙台市青葉区大町二丁目12番1号 仙台ひとまち交流財団・東北共立グループ	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

第 136 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市台原老人福祉センター	仙台市青葉区五橋二丁目12番2号 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
仙台市台原デイサービスセンター		
仙台市高砂老人福祉センター		令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで
仙台市高砂デイサービスセンター		
仙台市郡山老人福祉センター		令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
仙台市郡山デイサービスセンター		

第 137 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市葛岡斎場	仙台市宮城野区五輪一丁目3番35号 仙台市公園緑地協会・太陽築炉グループ	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

第 138 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指定の期間
仙台市子育てふれあい プラザ泉中央	仙台市太白区日本平9番13号 一般社団法人マザー・ウイング	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
仙台市子育てふれあい プラザ若林	仙台市青葉区国分町三丁目8番17号 せんだいファミリーサポートネットワーク・ 冒険あそび場せんだいみやぎネットワーク グループ	

第 139 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市栗生児童館	仙台市青葉区大町二丁目12番1号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
仙台市南小泉児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団	
仙台市岩切児童館	仙台市青葉区北山一丁目5番22号 特定非営利活動法人みやぎ・せんだい子どもの丘	
仙台市燕沢児童館	仙台市青葉区大町二丁目12番1号	
仙台市上野山児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団	
仙台市旭ヶ丘児童館	仙台市青葉区立町9番7号 特定非営利活動法人仙台YMCAファミリーセンター	
仙台市愛子児童館	仙台市青葉区大町二丁目12番1号 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団	
仙台市芦の口児童館	仙台市青葉区北山一丁目5番22号 特定非営利活動法人みやぎ・せんだい子どもの丘	
仙台市金剛沢児童館	東京都豊島区東池袋一丁目44番3号	
仙台市東長町児童館	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	
仙台市原町児童館	仙台市青葉区上杉一丁目5番13号 特定非営利活動法人MIYAGI子どもネットワーク	
仙台市将監児童センター	仙台市青葉区大町二丁目12番1号 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団	

第 140 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市中小企業活性化センター	仙台市青葉区中央一丁目3番1号 仙台市産業振興事業団・東北共立管理グループ	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

第 141 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市秋保体育館	仙台市青葉区錦町一丁目3番9号 公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
仙台市長袋グラウンド		
仙台市馬場グラウンド		
仙台市鉤取球場	東京都新宿区西新宿一丁目6番10号 イトマン・アシックス・イオングループ	
仙台市中田温水プール		
仙台市陸上競技場	仙台市青葉区錦町一丁目3番9号 公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団	

第 142 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指定の期間
七北田公園の一部（野球場及び庭球場を含む。）	仙台市青葉区柏木一丁目1番8号 東洋緑化株式会社	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
卸町東二丁目公園		
扇町一丁目公園	仙台市宮城野区五輪一丁目3番35号 公益財団法人仙台市公園緑地協会	
日の出町公園		
卸町五丁目公園	仙台市青葉区柏木一丁目1番8号 東洋緑化株式会社	
広瀬川若林緑地		
海岸公園の一部（野球場及び庭球場を含む。）	仙台市宮城野区五輪一丁目3番35号 公益財団法人仙台市公園緑地協会	
西中田公園		
桜ヶ丘公園		
将監公園	仙台市青葉区柏木一丁目1番8号 東洋緑化株式会社	
長命ヶ丘公園		
北河原公園		
寺岡中央公園		
松陵公園		
湯元公園	仙台市宮城野区五輪一丁目3番35号 公益財団法人仙台市公園緑地協会	
西花苑公園		

太白公園	
虹の丘公園	仙台市青葉区柏木一丁目1番8号 東洋緑化株式会社
評定河原公園	仙台市宮城野区五輪一丁目3番35号 公益財団法人仙台市公園緑地協会
青葉山公園の一部（庭球場を含む。）	
向陽台五丁目緑地	仙台市青葉区柏木一丁目1番8号 東洋緑化株式会社
住吉台西四丁目公園	
中田中央公園	仙台市宮城野区五輪一丁目3番35号 公益財団法人仙台市公園緑地協会
広瀬川仲ノ瀬緑地	
広瀬川牛越緑地	
富沢公園	
広瀬川中河原緑地	仙台市青葉区柏木一丁目1番8号 東洋緑化株式会社
扇町四丁目公園	仙台市宮城野区五輪一丁目3番35号 公益財団法人仙台市公園緑地協会
名取川富田緑地	

第 143 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市榴岡図書館	東京都中央区日本橋二丁目3番10号 丸善雄松堂株式会社	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

第 144 号議案

当せん金付証券の発売限度額に関する件

本市が令和 4 年度において発売することができる当せん金付証券の限度額を 80 億円とすることにつき、当せん金付証券法第 4 条第 1 項の規定により、議決を求める。

第 145 号議案

市道路線の認定に関する件

市道の路線を次のとおり認定することにつき、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議決を求め
る。

路 線 名	起 終 点
荒 卷 中 央 4 号 線	仙台市青葉区荒巻中央209番145 同 209番55
荒 卷 中 央 5 号 線	仙台市青葉区荒巻中央209番147 同 209番156
愛 子 東 三 丁 目 2 号 線	仙台市青葉区愛子東三丁目 2 番56 同 2 番49
四 郎 丸 昭 和 中 5 号 線	仙台市太白区四郎丸字昭和中87番 1 同 90番19
袋 原 一 丁 目 4 号 線	仙台市太白区袋原一丁目229番19 同 229番14
西 の 平 一 丁 目 7 号 線	仙台市太白区西の平一丁目46番61 同 46番145
西 の 平 一 丁 目 8 号 線	仙台市太白区西の平一丁目46番14 同 46番41
西 の 平 一 丁 目 9 号 線	仙台市太白区西の平一丁目46番108 同 46番113
東 郡 山 二 丁 目 6 号 線	仙台市太白区東郡山二丁目108番24 同 539番 6
東郡山二丁目歩行者専用道路 1 号線	仙台市太白区東郡山二丁目105番18 同 539番 8